

# 十勝帯広における福祉社会システム

## 概況、外国籍者と国民年金制度について

福祉社会開発研究センタープロジェクト1 研究員  
 東洋大学社会学部社会文化システム学科  
 教授 松本 誠一  
 東洋大学福祉社会デザイン研究科福祉社会システム専攻  
 修士課程 市川 藤雄

### 構成

1. 本稿の目的・課題と経緯
2. 十勝地域と帯広都市圏
3. 十勝・帯広の外国人
4. 帯広市における国民年金制度と外国籍無年金者

#### 1. 本稿の目的・課題と経緯

本稿は、東洋大学・福祉社会開発研究センターの「研究計画1-2 地域社会の変貌と福祉社会の形成」(大坪省三教授グループ)を分担課題とする共同研究の一端を成す。この分担課題は「地域における孤立する高齢者、虐待児童、障害者、ホームレス、オーバーステイ外国人などのマイノリティグループの発生メカニズムを明らかにするとともに、これらの人々の福祉社会への包摂の可能性について検討する」計画となっている。

調査対象の選定に関しては、他グループが「首都圏自治体」「中山間地自治体」を志向しているので、「地方都市」から調査地を選ぶことを考え、当グループ代表である大坪教授の年来のフィールド、帯広市に焦点を合わせることにした。

また、「高齢者」を市川藤雄に、「児童虐待」を田中良幸に分担参加してもらうこととして、松本小班を構成した。両名は福祉社会システム専攻の社会人院生で、市川は「在日外国籍者の無年金問題」、田中は「在日外国人母子家庭の児童虐待」を大学院における研究課題としている。韓国研究を専攻する松本は、在日韓国・朝鮮人社会については従来ほとんど調査対象としてこなかったが、カナダ・東南アジア・ドイツの韓人社会調査を経験してきて、この機会に日本国内についても一歩踏み出すことにした。

市川・田中は事前にそれぞれのテーマに関わるアンケート調査の実施を検討したが、現地事情を前もって知らなければ、細かな点を詰め難く、とりあえず、現地の調査環境を把握するため、2007年11月1～4日に

かけて短時日ながら現地を訪れた。これを松本小班の「第1次調査」と以下で呼ぶこととする。

帯広観光大使に選ばれている大坪教授からは事前にたびたび帯広についてレクチャーしていただいた。また、「第1次調査」に同行して帯広市役所をはじめ関係機関、食べどころ、帯広を代表するいくつかの産業スポットを案内していただいた。おかげで効率よく「濃い」日程を過ごせた。

その合間に、韓国民団十勝事務所を訪ねたところ、幸いにも多忙な事業を展開している団長さんが駆けつけて面会してくれ、長老の方々に連絡して集まっていたきお話を伺えた。

本稿の1～3は松本、4は市川が執筆した。全体の構成、注付けは松本が行った。

#### 2. 十勝地域と帯広都市圏

図1 十勝支庁の市町村



出所：<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/machi/index.html>  
 「十勝のまち」

本稿でいう「十勝地域」とは北海道十勝支庁の管轄区域、すなわち上図(2008年現在)の1市16町2村を含む全域とする。平成17年国勢調査の地域区分では、「十

勝支庁」に、帯広市を除外した16町3村を含んでいる。村数が1村少なくなっているのは、2006年2月に忠類村が幕別町と合併して、新「幕別町」が発足したからである。

帯広の市街地はGoogleマップの航空写真で見ると、芽室町、音更町、幕別町など隣接自治体へ続いている。「帯広都市圏」という場合はその市街地圏を指すこととする。しかし、各種統計は市街地圏で編まれておらず、「帯広都市圏」で統計分析することはないであろう。統計を利用する場合は、帯広市統計を参照することが多くなるが、帯広市管轄区域は図1に見るように、東西に長く、西部地域は日高山脈の山間地域となっている。

表1 十勝地域・各市町村名の読み方と人口(2005年)

地域		人口総数(人)
帯広市	Obihiro-shi	170,586
十勝支庁	Tokachi-shicho	183,561
音更町	Otofuke-cho	42,451
士幌町	Shihoro-cho	6,755
上士幌町	Kamishihoro-cho	5,227
鹿追町	Shikaio-cho	5,873
新得町	Shintoku-cho	7,243
清水町	Shimizu-cho	10,464
芽室町	Memuro-cho	18,304
中札内村	Nakasatsunai-mura	3,983
更別村	Sarabetsu-mura	3,325
忠類村	Churui-mura	1,785
大樹町	Taiki-cho	6,407
広尾町	Hiroo-cho	8,324
幕別町	Makubetsu-cho	25,084
池田町	Ikeda-cho	8,191
豊頃町	Toyokoro-cho	3,732
本別町	Hombetsu-cho	9,072
足寄町	Ashoro-cho	8,315
陸別町	Rikubetsu-cho	2,956
浦幌町	Urahoro-cho	6,070

出所：平成17年国勢調査「第2表 男女別人口及び世帯数 - 都道府県，市部，郡部，市区町村」より一部抽出。

帯広の主要交通路を見てみる。まず、日高山脈の狩勝峠から釧路に通じる一般国道38号と、それにほぼ沿うように走る鉄道のJR北海道・根室本線が旧来の主要幹線である。帯広駅から札幌駅まで特急「スーパーおおぞら」「スーパーとかち」で2時間12~30分を要する。「スーパー」の付く特急は「振り子式ディーゼル」の新

型車両で、高速化された。特急「とかち」では札幌まで2時間50分を要する。根室本線は2000年代半ば以降、エゾシカによる運行支障が年間1,000件以上に増加している。自動車では札幌まで207キロメートルを約4時間。とかち帯広空港から羽田空港まで1時間30分であるので、1日4往復の羽田便を使うと、道内移動よりも都心が近い。国道274号は日高山脈の日勝トンネルから下って十勝清水インターチェンジで高速自動車国道「道東自動車道」につながり、これは足寄方面に向かう。この道東自動車道は帯広市域を通らず、清水町・芽室町・音更町・池田町・本別町を通っている。表1に見るように、清水・芽室・音更の3町は十勝支庁内でも人口が5桁で多い方であるのが注目される。幕別町は国道38号と根室本線に沿っている地域に人口が集中している。十勝地域の道東自動車道は平成7年以降の開通である。

池田駅から足寄を経由して北見駅まで通じていた国鉄池北線は、平成1年に廃止され「北海道ちほく高原鉄道ふるさと銀河線」が跡を継いだ。このふるさと銀河線も平成17年に廃止された。道東自動車道は池北線跡に沿うように北上している。道東自動車道の帯広インターチェンジから南へ「帯広広尾自動車道」(平成15年以降に順次開通)が「とかち帯広空港」の近くへ伸びている。芽室町・帯広市内の路線が開通し、平成20年中に中札内村まで延びる予定である。

次に産業面に目を転じると、「十勝」ブランドの食品は首都圏のスーパーでもいろいろな種類が売られている。北海道の農業産出額は全国一位で、十勝地域はその北海道において主要な農林業地帯である。十勝農業協同組合連合会のホームページの「十勝の農業概要」で、北海道内でシェアの高いものとして小麦(44%)、馬鈴薯(42%)、豆類(45%)、てん菜(45%)、生乳(27%)、肉牛(42%)が挙げられている。豆類では小豆といんげんが、十勝の全国に占めるシェアが40%台と高い。1戸当たり耕地面積が38.0ヘクタールの大規模経営で、農業産出額は1980年に比べ2005年には1.5倍ほどの伸びを示しているが、農家戸数は減少を続けている。離農者の増える分、1戸当たり経営規模が拡大してきている。2011年の1戸当たり農業所得目標として「1,500万円」が示されている。2005年の農産物販売金額が3,000万円以上の農家が半数を超えたともいう。

ちょうどわれわれの滞在中、11月3~4日に「とかちを食べよう!! 秋を満喫フェア2007」が音更町の十勝農協連家畜共進会場で開催されていた。主催は財団法人・十勝圏振興機構(とかち財団)、後援は十勝町村会・十勝地区農業共同組合長会・十勝支庁・帯広商工会議所・NHK帯広放送局・北海道新聞帯広支社・十勝毎日新聞社である。とかち財団は物産振興事業の一環

として「十勝ブランド認証機構」の事務局も担い、「安心・安全・美味しい」の基本コンセプトに基づく原材料基準、衛生・品質管理基準、官能検査をクリアした製品を認証品に選定し、「ダブルスター」の認証マーク、「十勝ブランド認証品」のロゴを表示することを認めている。十勝地域の第二次産業では食品製造業従事者が他を圧倒して多く、離農者の主要な転職先となっているようである。

### 3. 十勝・帯広の外国人

十勝地域の「外国人登録者数の推移・国籍別登録者数」(2006年12月31日現在)を見ると、64カ国900人が数えられている。この内、登録者数の多い上位5市町を挙げると、帯広市に486人(52カ国)、新得町に80人(21カ国)、音更町に56人(10カ国)、士幌町に41人(5カ国)、芽室町に29人(7カ国)である。十勝地域総人口に占める外国人は0.2%、帯広市総人口に占める外国人人口は0.3%程度で、日本の総人口に占める外国人登録者総数の比率が約1.5%であるのに比べると、かなり低い比率ではあるが、国数は多いのが特徴であるといえよう。

帯広市が圧倒的に多いのは、1996年に開設された「JICA帯広国際センター」があるからと考えられるが、そこに来た研修生数はJICA帯広の2006年合計数では、国数60、人数174で、国数はほぼ等しいのに対して、人数において大きな開きがある。同じく帯広市内にある国立大学法人・帯広畜産大学の留学生数は18カ国から57名(研究生・聴講生を含む。2006年5月1日現在)である。これらJICA研修生・留学生を合わせた人数が231になるので、十勝全体では650人以上が、帯広市では240人ほどがJICA研修生・畜大留学生以外の外国人となるようだ。

十勝全体で外国人登録者数の多い国上位5カ国を挙げると、韓国・朝鮮296人、中国182人、フィリピン65人、米国55人、モンゴル37人などである。事業所への研修生、国際結婚者数は未調査であるが、在日韓国・朝鮮人で永住許可・特別永住許可をうけている場合が相当数に達していると理解できる。

帯広市について国別に見ると、韓国・朝鮮が192人、中国82人、モンゴル29人、フィリピン26人、米国26人、スリランカ19人、カナダ10人で、残りの国は一桁の人数である。帯広市以外では、10名以上の国を拾うと、士幌町に中国33人、音更町に韓国・朝鮮23人、更別村にブラジル19人、音更町に中国16人、芽室町に韓国・朝鮮15人、足寄町に韓国・朝鮮12人、新得町に韓国・朝鮮11人、新得町にインドネシア11人が見える。

### 十勝インターナショナル協会

JICAの隣に、帯広市「森の交流館」という国際交流施設がある。その中に「十勝インターナショナル協会(TIA)」という団体が事務所を置いている。この協会は十勝地域の全市町村と国際交流関係団体をネットワーク化し、1996年9月に任意団体として発足した。

本協会は『十勝在住外国人向け生活ガイド』を日本語・英語の対訳版で2007年3月に発行している。A4判の36ページで、以下の構成となっている。

(1) 緊急のとき、(2) 災害について、(3) 医療、(4) 法的な手続き、(5) 暮らし・住まい、(6) 結婚・妊娠・子育て、(7) 市町村情報。

市町村情報は本書の半分の量を占めており、十勝地域の自治体別に、概要紹介、役場所在地・電話番号・URL、その他の公共施設、主なイベント、観光・名所、姉妹都市・友好都市、交流事業・交流協会を盛りこんでいる。

その内容は充実している。日本語文の漢字に総ルビを振ればなお良いと思われる。

協会事業として、(1) 国際理解推進事業(国際理解講座、日本文化紹介講座、外国文化紹介講座、その他)、(2) 国際交流推進事業(世界の友達、エスニックフードフェスティバル、その他)、(3) 国際協力推進事業(国際理解促進事業 = JICA研修員対象、JICA研修員に係る福利厚生事業 = 毎月、その他)、(4) 旧まちづくり創造事業(世界の絵本読み語り、外国人講師派遣事業)、(5) 森の交流十勝利用促進事業(帯広の森季節茶の会、ウインターガーデンコンサート、その他)など、多彩な行事が行われている。その開催状況についてまとめられた資料によると、2006年度の開催回数は44回、延べ参加人員は4,273人となっている。

なお、上記生活ガイドで国民年金については、次の説明が掲載されている。

外国人登録をされた方で、他の公的年金に加入していない20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入していただくことになっています。国民年金に加入された方は、老齢(65歳)になったとき、障害者になったとき、加入者が死亡したときに年金を受け取ることができますが、一定の受給条件を満たしていることが必要です。

帰国後の年金返還 日本に滞在し、納付期間が6ヶ月以上ある外国人は、出国後2年以内に日本政府に脱退一時金を請求することができます。

必要書類 申請書、年金手帳、パスポートのコピー、外国の銀行証明書と銀行の口座番号

(以下、帯広社会保険事務所の連絡先)<sup>(1)</sup>

在日大韓民国居留民団北海道十勝支部

在日韓国・朝鮮人団体として帯広市には、いわゆる民団および朝鮮総連の支部、商工会、友好会等がある。ここでは民団十勝支部について、『北海道韓国民団史』(1996、pp.247-253)を参照し、また訪問した際の聞き取りメモにも拠りながら概略を記述する。

1955年(別の記事では1952年)に十勝支部が発足。十勝地域は朝鮮総連が勢力を圧倒的に有していたとあり、開設時の葛藤は強かったようだ。1968年に韓国スケート連盟と帯広スケート連盟が姉妹関係を結び、1年ごとの交流の際に韓国チームに飲食物を差し入れするなど、協力を続けた。1983年に現事務所が新築落成。それまでは間借り状態であったという。十勝支部年表の一番最後、1995年に帯広市役所に、「参政権、年金問題陳情書提出」とある<sup>(2)</sup>。無年金問題に関しては、強い関心事であり、「1年でも良いからもらいたい」と耳にした。

日韓スケート交流については、最近では民団の支援がなくても良くなった。帯広畜産大学に韓国留学生が来た際なども、新年会などに招いてご馳走したりしたが、最近は来ないようになった。団員の若い子弟も事務所に集まってこない傾向が顕著になっており、若いもの同士がお互いに韓国系ということも知らないまま成長していることも増えてきたという。

集まっていたいた長老の方々は80代で、このような調査を受けるのは初めてであるという。一人は、在日韓国人が死亡して喪主となってくれる人がいなかったとき、市役所の福祉課長が喪主になってくれるという。喪主になってもらっても自分の略歴を会衆に説明してもらうのに、自分をよく知らないから説明できなくては困るので、原稿を用意してある、と1枚の経歴メモを見せてくれた。次節に紹介されるAさんである。

次回以降も帯広の在日韓国・朝鮮籍の方々、帰化した方々をできるだけ訪問してお話を伺いたいと思っている。

#### 4. 帯広市における国民年金制度と外国籍無年金者

##### (1) 帯広市における国民年金制度

帯広市民の国民年金は現在、市民環境部で取り扱っている。ここでの資料は主に市民環境部でいただいた情報、および帯広市図書館で得た資料に負っている。帯広社会保険事務所には滞在日程の関係で訪問しなかった。このほか、東京において社会保険庁、国会図書館その他での資料収集も行っている。本稿記述にあたり、紙幅の関係、および予備調査報告のため、資料・

参考文献所在の提示、注付けは省略したが、別稿で明示したい。

##### 1) 制度発足時と最近の加入状況比較

日本の国民年金制度は、国民年金法(昭和34年法律第141号)が昭和34年4月16日に公布され、同年11月から福祉年金、昭和35年10月から適用事務、昭和36年4月から保険料徴収事務が段階的に施行されて発足した。当初の年金給付の種類は、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金の拠出制年金が5種類、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金の無拠出制年金が3種類、計8種類であったが、その後、縷々改正があって、今日、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類の基礎年金として整備されている。また、共済年金、厚生年金とは独自に付加年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金、特別一時金等があり、福祉年金としては老齢福祉年金のみ残存している。

帯広市における国民年金制度の展開にあたって、まず昭和34年8月に十勝支庁社会福祉課に北海道民生部国民年金課より職員が派遣されて、同年11月から支給が開始された福祉年金に取り組むこととなった。次いで、昭和35年5月1日に帯広社会保険事務所が設置され、同年10月からの適用事務に取り組むこととなった。以来、昭和35年7月から管内全市町村により適用対象の世帯調査が始まり、国民年金手帳の送付、昭和36年4月からの保険料の納付に備え、帯広市においても実施された。

国民年金の保険料は、被用者年金(共済年金、厚生年金)とは違い、月々給与から天引きされるシステムではなく、被保険者が市役所に保険料を納めるシステムとなっていた。国民年金印紙を購入して国民年金手帳に貼付し、検認を受ける方式、いわゆるスタンプ方式を取っていた。徴収率を「検認率」という表現が残っているのはそのためである。市町村では、検認台帳と呼ばれた被保険者名簿に納入記録を控え、その記録を社会保険事務所に送付し、原簿と呼ばれる被保険者台帳に正式に記録することにより、被保険者の加入及び保険料の納付記録が管理された。その後、コンピュータの導入により、入力ミスまたは入力漏れ等があった、「消えた年金記録問題」として大きな政治問題となっているが、この点に関し帯広市における具体例は聞いていない。

昭和47年度から帯広市においては、スタンプ方式から納付書による現金納付の方式に切り替わった。いずれの方式の下でも、当時、保険料を徴収する業務は、大変困難を極めた。全国的にも、市町村職員が戸別訪

問を実施し、保険料を徴収して回った。平成14年3月まで、現年度分については市町村が取り扱い、過年度分については社会保険事務所が取り扱っていた。制度発足当時から保険料の徴収が課題であったため、納付組織と呼ばれた民間地区組織を発足させ、帯広市においては、昭和48年度末現在で国民年金独自の組織が314団体、加入者数が27,847人、婦人団体の組織が2団体、85人、その他の組織が3団体、270人、計319団体、28,202人が組織されていた。組織の形態は、自治会を活用したものがほとんどであったが、農村部では非常に威力を発揮したとされている。帯広市内でも民間地区組織と市役所の地道な活躍により、検認率が徴収開始時の昭和36年度は80.8%であったものの、翌年度以降、発足当初の記録が分かる昭和48年度まで90%台（昭和43年度のみ85.5%）を維持していた。現在、「国民年金の空洞化」と呼ばれる保険料の未納者及び国民年金の未加入者が増加している事態が進行している状況と比較すると、国民年金が農業及び商工業の自営業者を対象とした「国民皆年金」を目標とした年金制度であったことから、帯広市においては、順調なスタートを切ったと言える。

加入対象の年齢は、現在と同じく20歳から60歳未満であったが、被用者年金の加入者及び受給者は、除外され、その配偶者及び学生は任意加入とされた。また、制度発足時すでに50歳を超える者は、適用除外とされた。ただし、50歳から55歳未満の者は、高齢任意加入被保険者として希望により任意加入が認められた。10年年金と呼ばれるものであった。その後も、5年年金、再開5年年金という経過措置が取られた。本来の受給資格期間は、25年であったが、これについても、経過措置が取られ、年齢に応じて10年から24年でよしとされた。

保険料の徴収を開始した昭和36年度から昭和48年度までの加入状況は、表1のとおりであるが、表2の最近の加入状況と比較すると、任意の人数が多いことが分かる。これは、被用者年金の配偶者及び学生の任意加入ではなく、制度発足時に取られた経過措置としての任意加入、すなわち高齢任意加入がほとんどであったと推定できる。被用者年金の配偶者は、遺族年金を受給するのが当時一般的であり、学生に至っては、帯広畜産大学等が存在していたものの、当時、加入するのは一般的でなかったと推察されるが、それを裏付ける数字が今回の調査では得られていない。国としては、高齢任意加入を促していた。そうしたことから、5年年金、10年年金という特例の年金を経過措置として

用意していた。

昭和61年度から基礎年金制度を導入し、第1号被保険者が国民年金、第2号被保険者が共済年金及び厚生年金加入者、第3号被保険者が第2号被保険者の被扶養配偶者と整理された。被用者年金の配偶者は昭和61年4月から、学生は平成3年4月から強制加入となった。表2の任意加入者は、受給資格期間の25年、300月に至らない者が60歳を超えて保険料を払い続ける高齢任意加入などである。これは、発足当初と異なり、保険料を納めなかったため、不足分を補う意味合いで、引き続き任意で加入する性格のものである。免除等の申請をしていれば、その期間は、受給資格期間として認定されるのだが、そうした申請をしなかったためでもある。また、単に受給資格期間を満たすためでなく、年金額を増額するため、あえて任意加入する者もいる。被用者年金については基礎年金とは別に2階建ての部分があるが、第1号被保険者についても、国民年金基金という2階建ての部分にあたる制度があるが、直接、社会保険庁が関与していない。国民年金とは別に加入する制度となっている。少なくとも、表3に示されている任意加入者は、受給資格期間を満たすために加入している者と判断できる。

表2と表3において、人口との比較の中で加入割合を算出したが、あまり遜色がない。表3には、昭和57年1月1日から在日外国人に適用となったことから、外国人登録者も加わって総人口と示されているが、発足当初は、国民年金法に国籍条項があったので、アメリカ人以外の外国人を排除していた。アメリカ人に対しては、日米友好通商航海条約「日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約」（昭和28年10月30日発効）により、国民年金法を適用していた。人口について、国民年金の適用となる前の20歳未満と20歳以上60歳未満、60歳以上と大別して分析する必要がある。今回は、共済年金及び厚生年金の加入者について、調べることができなかったため、各種年金の中での国民年金の割合、20歳以上60歳未満の人口の中での国民年金の割合が正確に把握できなかった。ただし、帯広市において、発足当初から人口規模が増えているにもかかわらず、加入割合がほぼ同じということから、農業、商工業の自営業者の減少、若年層の減少ということが推定できる。第2次産業、第3次産業の従事者が増加することにより、厚生年金の加入者が増え、国民年金の加入者が減少しているとも言える。最近の強制加入者と昭和48年度の強制加入者とを比較してみても、ほぼ横並びで、人口が増えているにもかかわらず、大差

ないのは、やはり、国民年金の対象者が減少しているのであろうか。この傾向の背景を明らかにするには、人口動態、および国民年金以外の年金についても分析する必要がある。

表2 帯広市における国民年金の加入状況  
被保険者の人数及び割合 (人口は4月1日現在)

年度	強制	任意	計	市人口	加入割合 (%)
36	15,498	4,393	19,891	107,438	18.51
37	17,414	4,502	21,916	109,851	19.95
38	16,489	3,529	20,018	112,881	17.73
39	18,381	3,669	22,050	115,378	19.11
40	19,302	3,810	23,112	119,235	19.38
41	19,624	4,031	23,655	123,215	19.20
42	20,574	4,008	24,582	127,170	19.33
43	19,666	3,530	23,196	131,056	17.70
44	21,040	3,561	24,601	134,168	18.34
45	21,710	4,008	25,718	163,193	15.76
46	22,619	3,206	25,825	135,704	19.03
47	26,062	3,616	29,678	137,520	21.58
48	27,875	4,101	31,976	139,633	22.90

『十勝の国民年金 15年のあゆみ』十勝地区国民年金事務協議会編集・発行、1975.1.31

表3 最近の加入状況：第1号被保険者の人数及び割合  
(総人口は4月1日現在)

年度	強制	任意	計	市人口	加入割合 (%)
11	27,381	569	27,950	173,512	16.11
12	28,047	536	28,583	173,430	16.48
13	28,808	539	29,347	173,183	16.95
14	28,775	537	29,312	172,703	16.97
15	28,774	581	29,355	171,132	17.15
16	28,814	640	29,454	170,907	17.23
17	28,767	669	29,436	170,893	17.22
18	28,762	701	29,463	170,286	17.30

帯広市市民環境部戸籍住民課調べ

## 2) 給付状況

国民年金関係の給付については、帯広市のみならず、全国の自治体では関与しておらず、社会保険庁が直接行っている。今回の調査では、前述の通り帯広社会保険事務所については訪れなかったため、詳しいことは不明であるが、市役所における情報収集で判明した数字については、表4のとおりである。

第1の障害基礎年金については、件数なので、12月で除算して人数を算定できるが、年度途中から受給した者や障害が回復して受給が停止した者もいるので、正確な数字は把握できない。直近の平成18年度については、約106人が受給していると推定できる。ただし、抛出については、被用者年金の上乗せも含むとあるので、国民年金のみの第1号被保険者の受給者数は、不明である。それに対して、無抛出の20歳前障害による受給者は、上乗せがない国民年金のみの受給者となる。同様に推定すると、平成18年度は、約130人の受給者がいる。平成11年度が約117人とすると、8年間で13人増えたとして、年間1.6人、つまり1人が2人ずつ新規の受給者が生まれているといことになる。トータルな計算なので、実際は、回復して停止となる者がいるとしても、人口17万人の帯広市においては、20歳前に障害の初診日を持ち、保険料を納める前に障害認定日を迎えた障害者や20歳を過ぎて保険料を納め始めた矢先に障害を認定された障害者が毎年1人が2人の割合で誕生していることになる。多いか少ないか軽々に判断できないが、無抛出で障害基礎年金を受給できる制度は、若くして障害を有した者にとって、有益な制度である。

一方、抛出制の方は、初診日の前日において、その初診日の属する月の前々月までの被保険者期間について、保険料の納付済期間及び免除期間等を合算した期間が3分の2以上でない場合は、支給されないことになっている。しかしながら、現在、平成28年3月31日以前に初診日のある場合、前述の要件に該当しても、初診日の前日において、直近の被保険者期間に1年間のうち保険料の未納期間がなければ、支給される経過措置が取られている。万一の社会保険としての年金制度であるが、保険料の納付及び免除申請等を怠ると、自己責任として障害基礎年金を受給できなくなる。ちなみに、年金額は、平成18年度から20年度の三年間、据え置かれている。1級990,100円(年額)、2級792,100円(年額)である。生活保護費と異なり、全国一律の額である。

第2の老齢福祉年金であるが、平成18年度末現在、38人の元気な高齢者がいらっしゃるといことである。同年金は、国民年金制度発足時、すでに70歳を超えている者(明治22年11月1日以前に生まれた者)などに支給された。現在の場合、明治44年4月1日前に生まれた者、2008年に誕生日を迎えれば、97歳以上の方が対象である。無抛出の障害基礎年金の前身である障害福祉年金と同じ福祉年金のうち唯一制度として残っている無抛出の老齢福祉年金ではあるが、年金額は、405,800円と低額である。

第3の特別障害給付金であるが、これは、被用者年

金の被扶養配偶者及び学生等が国民年金への加入が義務付けられていない任意加入の時代、障害を有したものの、障害基礎年金を受給できない無年金者となり、全国各地で裁判闘争が行なわれた結果、「特定障害者に対する特定障害給付金に関する法律」が制定され、平成17年4月1日から施行された。これは年金としてではなく特別障害給付金という名目で福祉的に救済措置が講じられたものである。支給額は、そのため年額でなく、月額となっている。1級49,850円、2級39,880円である。年額に換算すると、1級598,200円、2級478,560円となる。「国民皆年金」とうたって国民年金制度は発足したにもかかわらず、実は、任意加入の対象を残していたのは、今日の強制加入の時代からすると、制度的不備があったと言わざるを得ない。いまなお、受給者にとっては、障害基礎年金を受給できるよう裁判闘争が行われている。

表4 給付状況：障害基礎年金、老齢福祉年金及び特別障害給付金の件数等

年度	障害基礎年金(件)			老齢福祉年金(人)	特別障害給付金(人)		
	拠出	無拠出	計		1級	2級	計
11	979	1,403	2,382	218	-	-	-
12	1,018	1,420	2,438	179	-	-	-
13	1,079	1,444	2,523	143	-	-	-
14	1,137	1,467	2,601	115	-	-	-
15	1,173	1,501	2,674	92	-	-	-
16	1,216	1,520	2,736	73	-	-	-
17	1,237	1,553	2,790	54	7	9	16
18	1,274	1,599	2,873	38	7	9	16

被用者年金の上乗せも含む(帯広市市民環境部戸籍住民課調べ)

(2) 帯広市における外国籍無年金者

1) 市の救済措置

昭和57年1月1日から、国民年金制度は、在日外国人に対して適用された。厚生年金については、昭和21年1月24日から外国人にも適用された。しかしながら、その時点では、在日外国人の大部分であった旧植民地出身者は、まだ日本国籍保持者であった。それが昭和27年4月28日、平和条約発効と共に一夜にして日本国籍を喪失して外国人となった。その間、昭和22年5月2日、天皇最後の勅令となった外国人登録令(勅令207)により「台湾人および朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」として外国人扱いされていた。先に厚生年金については、外国人には門戸を開放していながら、昭和34年11月から段階的に発足した国民年金制度については、当初から外国人を排除していた。厚生年金については、GHQの指示に

よるものとされているが、国民年金についても、前述のとおり、アメリカとの単独条約により内国人待遇を与え、アメリカ国籍の者には加入を認めていた。公務員等の共済年金については、革新自治体が誕生した時点で加入者は存在したが、多くは私学共済に外国人が加入を認められていた。

従って、会社勤めの在日外国人には厚生年金加入が認められ、一方、靴や鞆の製造を営む自営業者の在日外国人に対しては国民年金を認めなかった。制度発足時、一定の年齢に達していた日本人には保険料なしでも老齢福祉年金を支給したが、在日外国人に適用した際は、税金を課していながら、経過措置を取らず、無年金高齢者を生み出した。また、初診日主義を貫いて初診日が在日外国人適用開始日の昭和57年1月1日前の場合、法律不遡及の原則から認めないため、一部の障害者が無年金障害者となった。ところが、法律不遡及と言いながら、年金記録問題に端を発して、時効を廃す法律を制定したり、中国残留邦人には制度発足時にさかのぼって国が保険料を納める法律まで制定したり、在日外国人に対して頑なに拒み続けてきた救済措置を「日本人」の場合には、いとも簡単に認めてしまう事態となっている。

こうした外国籍無年金者の実態を踏まえて、全国の少くない自治体においては、福祉的救済措置を取っている。帯広市においても、平成8年度から「在日外国人高齢者福祉手当」という名目で大正15年4月1日以前に生まれた者のうち一定の要件を満たす者について、月額10,000円を支給している。人数の推移については、表5のとおりである。障害者についても同様の手当てを支給しているが、今回の調査においては、未調査であった。いずれの給付にあたり、また道内の市町村においても、北海道から補助金が交付されている。東京近県では、同様の補助金を神奈川県が実施している。受給者は、今年、誕生日を迎えると、82歳以上の高齢者である。国民年金が難民条約締結による結果として適用されるようになった経緯をかんがみると、また、税金を日本人同様納めてきた事情を斟酌すると、複雑な思いであろうが、自治体が救済措置を取る意義は大きい。

表5 在日外国人高齢者福祉手当：支給状況(年度末現在、19年度のみ9月末現在)

国籍：年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
韓国・朝鮮	8	8	8	5	5	6	5	4	3
日本(帰化)	2	2	2	2	2	2	2	2	1
計	10	10	10	7	7	8	7	6	4

帯広市保健福祉部高齢者福祉課調べ

## 2) 無年金者の事例

今回、外国籍無年金者、および日本国籍取得者の各1人から直接事情を聞くことができたが、無年金の話よりいわゆる強制連行の体験話などが中心となった。少数例であるが、大変貴重な体験談なので、概略を掲載する。

## Aさんの場合

昭和18年の旧正月(陽暦2月) 晴れ着のまま、慶尚北道からトラックに乗せられて釜山へ連れて行かれ、それから下関を経由して北海道へ強制連行された。本人は、現代的に「拉致された」という。暖かいところへ連れて行ってやると言われたが、着いたところは、寒い北海道。200人くらい、函館から札幌へ。一週間後、逃亡。雪深い2月、「カタカナ語」だけ分かっていたので、何とか優しい日本人農家に助けられ、3か月ほどいて、6月になって交番に出頭。それから、美唄炭鉱<sup>(3)</sup>へ。たこ部屋ではなかったが、外出できなかった。中国人もいた。3か月も休みなく働かされて、病院へ行く羽目になった。先輩たちは、お金が入ると、博打に明け暮れて、寂しさを紛らわしていた。病院からは、また逃亡。朝6時に切符を買って、釧路へ。大林組の下請けで、防空壕の軍需工事に従事。そこで、終戦を迎える。口癖で同胞のことを「国の衆」と何度も言う。国の衆は、みんな、国に帰る。本人は、明るく昭和21年正月、大阪へ行く。3年滞在したあと、再び北海道に舞い戻り、新得に行く。建設業を営む先輩に仕事を手伝ってくれと言われ、そのまま40年いた。昭和48年に帰化する。文部大臣等に表彰される。平成2年になって、帯広にやってきた。大正10年生まれだが、50歳のとき、国民年金に入ろうとしたら、25年かけられないと分かった。町役場で保険料を納めなくても年金がもらえると言われたが、帯広社会保険事務所に行って、初めて年金がもらえないと分かった。商売もやっていないので、今は、持ち金だけで暮らしている状態。なまじっか土地を持っているので、生活保護も受給できない。

## Bさんの場合

昭和18年に徴用で日本へ。大正12年生まれ。慶尚南道出身。平成18年、韓国へ行った際、徴用で日本へ行ったことが分かれば、韓国政府から給付金が受けられると言われた。しかし、朝鮮戦争で韓国の戸籍が焼けて、証明できない。日本では、年金をかけられなかった。今、市から10,000円の福祉手当をもらっている。息子はいるが、自分たちのことで精一杯。生活能力なし。かといって、生活保護を受ける気にはなれない。でも、帯広は住みやすい。

二人の話は、総合すると、それぞれ強制連行、徴用の違いはあっても、自分の意思で日本に来たわけではなく、生活のため、北海道に留まる結果となった。一口に無年金者といっても、それぞれの人生があり、その人の自分史が存在する。二人とも、納税義務を果たしてきた。にもかかわらず、無年金状態にある。保険料という積立方式の違いからというより、国民年金制度の適用を最初から在日外国人に対して適用しなかった制度上の不備ではなかったか。今からでも、沖縄復帰、中国残留邦人などへの経過措置同様、何らかの救済措置を講じて一日も早い解決が望まれる。

## 【参考文献】

朝鮮新報社

「朝鮮人強制連行犠牲者の名簿公開、朝鮮人強制連行真相調査団」『朝鮮新報』2006年5月26日号

十勝インターナショナル協会

2007『十勝在住外国人向け生活ガイド』、帯広：十勝インターナショナル協会

在日本大韓国民団北海道地方本部

1996『北海道韓国民団史 光復50周年記念誌』、札幌：在日本大韓国民団北海道地方本部

## 【注】

(1) 十勝インターナショナル協会、p.6.

(2) それから12年後に、われわれが年金問題を掲げて、訪問したわけである。

(3) 「朝鮮人強制連行犠牲者」の北海道分のリストが朝鮮新報ホームページ (<http://www.korea-np.co.jp/sinboj/Default.htm>) で公開されている。そこに美唄炭鉱での死亡者リストも多数見える。しかし、そこにあるのは死亡者たちで、無年金問題に取り組むには生存者リストを入手したい。

## 【付記】

本稿を成すに当たり、帯広市役所・帯広図書館・民団十勝支部の皆さんをはじめ、多くの方々から御協力をいただいた。個人名は記載しないが、謹んで感謝の意を記しておきたい。